

## エムアンドティーテクノロジー・専用サーバ利用約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (利用約款の適用)

\_\_\_\_\_ (以下、「当社」といいます。)は、「エムアンドティーテクノロジー・専用サーバ利用約款」(以下、「約款」といいます。)を定め、この約款を遵守することを条件として利用契約を締結して頂いた契約者に対し、専用サーバサービスを提供します。

#### 第2条 (定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	専用サーバ利用契約
契約者	当社と利用契約を締結している個人又は法人
ドメインネームまたはドメイン名	INTERNIC または JPNIC などのネットワーク管理組織が割り当てるインターネット上のアドレス。各組織または法人のインターネット上の IP アドレス及びドメインネームは INTERNIC などの組織に登録されなければなりません。
ネットワークプロバイダー またはバックボーンプロバイダー	MCI や UUNET などの、各地域ネットワーク間を結ぶ長距離ネットワークサービス提供会社
アクセスプロバイダー	So-net や InfoWeb などの、専用線またはダイヤルアップなどの方法によってインターネットへのアクセス(接続)を提供する業者
ネットワークオペレーションセンター(NOC)	インターネットサーバが設置されている場所。(当社の場合、池袋サンシャイン 60 内)
初期費用	契約者が専用サーバサービスの提供を受けるにあたって支払う一時金
月額費用	専用サーバサービス利用契約に基づき、契約者がサービスの対価として支払う費用

IP	インターネット上でコンピュータからコンピュータへデータを送るための方法、又はプロトコル。
ログイン ID	ユーザを識別するための身分証明。当社の専用サーバサービスを利用する際に必要となります。
PW またはパスワード	ログイン ID と対をなす暗証番号。
NAS	トータルサービスにおいて一時バックアップを行うための機器。

## 第 2 条の 2 （信義則等）

この約款に規定のない事項については、当社と契約者の協議によって定めます。

## 第 2 章 契約の成立

### 第 3 条 （申し込みの方法）

1. 利用契約の申し込みには、当社の公開しているホームページから申し込む方法と、申込書の提出による方法があります。
2. 申込書での申し込みは、ファクシミリ又は郵送にて申込書をお送りください。

### 第 3 条の 2 （利用契約の成立時期）

利用契約は、次の各号に掲げるすべての要件が満たされた時点で成立するものとします。

1. 申込者が前条の規定に基づき当社に申込書を提出する
2. 申込者が当社指定の金融機関に初期加入料金およびドメイン名登録料金を振り込む
3. 当社が申込者に対して、入金確認後サーバ設定を行い IP、ログイン ID、ログイン PW をメール又はファクシミリによって連絡する

### 第 4 条 （申込時の注意事項）

1. 利用契約の申し込みの際は、この利用約款のすべての内容をご確認ください。この利用約款の一部でも承諾いただけない場合には、サービスをご利用頂くことはできません。

## 第 3 章 契約の内容

### 第 5 条 （サービスの種類）

当社は専用サーバサービスにおいて、専用サーバマシンの提供、専用サーバに関する技術的なサポートおよびサーバマシンの保守業務、回線、そして電力を契約者に対し提供いたします。

#### 第6条（サービス内容に関する注意事項）

専用サーバサービスは、契約者がインターネットに接続するためのサービスまたは設備ではありません。利用者が専用サーバへアクセスするためには、インターネットへ接続するためにアクセスプロバイダーと別途契約する必要があります。

#### 第7条（契約期間）

1. 最低契約期間は6ヶ月間とします。
2. 契約は契約満了1ヶ月前までに当社又は契約者のいずれかが本契約の解約を申し出ない限り、引き続き1ヶ月を単位として同一の条件で契約を更新するものとします。

#### 第8条（利用金と月利用料金に関して）

月額利用料金は1ヶ月分の前払いとし、月の途中の場合は日割りにて当月末の料金と翌月分の1ヶ月分の料金を前払いとします。そして、当社指定の金融機関への振込手数料は契約者負担とします。

#### 第9条（利用料金と月額利用費以外の料金）

利用料金と月額利用費以外の料金（例えば、CGI プログラム作成料金など）は翌月の利用料金と一緒に請求されるものとします。

#### 第10条（月額料金の発生）

月額料金はサーバのセットアップが完了後、IP、ログイン情報などを通知した時点から発生するものとします。

#### 第11条（利用資格の剥奪）

以下の項目のいずれかに該当する場合、当社は利用者に対して専用サーバサービスの利用資格を剥奪できるものとする。

1. 加入申し込み時に会社の所在地や社名などに関して虚偽の申し出をした場合。
2. 利用者が利用料金支払を拒否した場合。
3. 当社の注意を無視し、禁止事項に違反した事柄を一定期間続けた場合。
4. その他当社が専用サーバ利用者としてふさわしくないと判断した場合。

## 第 12 条 （禁止事項）

利用者は、専用サーバを使って次の各号に掲げる行為をしてはなりません。当社が以下の禁止事項を発見した場合には、利用者にメール等で注意を促します。最初の注意から 12 時間経過しても禁止事項が続行される場合は、当社は当該利用者から利用資格の剥奪を行うことができるものとします。その際には未使用の分の月額料金は返済されません。

1. 専用サーバを使って商品宣伝などのいわゆる『ジャンクメール』を無差別に大量に出すこと
2. ソフトウェアの違法コピー配布など、法律に反する行為
3. 意志に反して個人の情報を漏らすなど、プライバシーの侵害に当たる行為
4. 専用サーバを使ってのコンピューターウイルスの配布
5. 専用サーバ上でのギャンブルなどの違法行為
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)(以下、「風俗営業法」という。)の定める性風俗特殊営業を行ない、もしくは第三者にこれを行わせ、または風俗営業法の定める性風俗特殊営業に関する情報を第三者の閲覧もしくは利用に供し、または第三者にこれを供させること
7. 前号において定めるもののほか、文字、画像、音声またはその他の何らかの方法により、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧もしくは利用に供し、または第三者にこれを供させること
8. その他、当社の品位を著しく傷つける行為や、公序良俗に反すると当社が判断した行為

## 第 13 条 （権利の譲渡禁止）

契約者は、専用サーバサービスの提供を受ける権利など、契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

## 第 14 条 （ユーザー ID およびパスワードの管理責任）

契約者は、当社より付与されるユーザー ID 及びパスワードの管理の責任を負います。ユーザー ID 及びパスワードの譲渡、名義変更はできません。

#### 第 15 条 （損害の免責）

1. 当社の故意又は過失により対象機器に損害が発生した場合、当社は損害の発生した機器を 24 時間以内に修理もしくは交換するものとします。これは、当社、当社の従業員若しくは代理人により引き起こされた損害に関して契約者に認められた唯一の救済措置とすることに、契約者は同意するものとします。
2. 当社は同条の 1 の場合を除き、契約者が専用サーバサービスの利用に関して被害を蒙った場合でも、理由の如何を問わず、一切の賠償の責任を負わないものとします。
3. 利用者が専用サーバサービスを利用することにより他人に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任により解決するものとし、当社には一切の損害を与えないものとします。
4. データのバックアップなどは契約者が定期的に行うものとします。当社で定期的にハードのチェックを行いますが、万一ハードドライブ上のデータの一部又は全てが破損したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 16 条 （バックアップサービス）

トータルサービスをご利用のお客様には、当社にてバックアップのための環境を提供するものとします。当社がサーバに対して行う設定部分は /etc、/home、/var ディレクトリのみであり、その他のディレクトリやファイルに関するバックアップの管理及び選択は利用者の責任において行うものとします。ただし、NAS からテープへのバックアップ作業は当社で行うものとします。

#### 第 17 条 （パッチサービス）

1. トータルサービスをご利用のお客様には、サーバで使用しているソフトウェア及びサービスに重大なセキュリティーホール及びバグがあると当社が判断した場合、当社においてこれらを修復するためのパッチ適用作業、及びバージョンのアップデート作業を行うものとします。この作業によりサーバが停止することが予想できる場合、事前にお客様に確認をとることとします。ただし、緊急の場合はやむを得ず事後連絡となる場合があります。
2. パッチ及びバージョンアップによりプログラム上の仕様に違いが出た場合、お客様ご自身でその仕様にあわせた変更をするものとします。
3. その他のパッチサービスに関する詳細はパッチサービス契約に順ずるものとします。

#### 第 18 条 （サーバの設定変更）

弊社ではお客様の依頼、または必要に応じてサーバ上の設定を変更することがあります。この場合弊社では設定を変更する前のファイルを必ずサーバ上に残すとともに、変更のあった該当ファイルとその変更点をお客様に報告するものとします。

#### 第 19 条（お客様によるサーバの設定変更）

サーバの設定変更はお客様の方で自由に行ってよいものとする。ただし、サーバを変更したことによる、サービスの不具合に関しては、弊社で一切責任を負わないものとし、またルートのパスワードを変更した場合には、弊社に通知をすることとします。

### 第 4 章 機密保持

#### 第 20 条（機密情報）

1. 本契約により開示された当社又は契約者のいずれかの機密情報及び所有権を有する情報（以下、「機密情報」といいます。）につき、開示者より機密であるとして開示を受けた当事者はこれを機密として扱うものとし、
2. 当社および契約者のいずれも本条により認められた場合を除いて、相手方の事前の書面による承諾を得ずに機密情報を第三者に開示してはならないものとし、ただし、下記の各号のいずれかに該当することを相手方に証明できる情報は、機密情報には含まれないものとし、
  - (1) 開示前にすでに知っていた情報
  - (2) 公知の事実その他一般に利用可能な情報
  - (3) 守秘義務を負うことなしに、第三者から正当に入手した情報
  - (4) 機密情報としての扱いから除外することに同意した情報
  - (5) 裁判所・警察署その他法律・規則の規定に基づきその開示が要求された情報

### 第 5 章 保守

#### 第 21 条（サービスの中断）

当社は、次の場合には本サービスの提供を一時的に中止することがあります。

1. ネットワークオペレーションセンター(NOC)でのルーター、UPS などのサーバ運営上必要な設備の故障、保守のための一時的なサービス中断
2. NOC ビル内の工事、または工事上やむを得ない場合のサービス一時中断
3. NOC ビル内での火災などの理由で稼働不能になった場合など
4. サービスの中断が事前に予測できる場合においては、その旨を利用者に通知するものとし、ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。

## 第6章 料金等

### 第22条（初期費用の支払い義務）

専用サーバサービス契約者は、専用サーバサービス契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、初期費用を支払わなければなりません。

### 第23条（利用料金の支払い義務）

1. 契約者は、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社がその使用を可能としたときは、利用料金を支払わなければなりません。
2. 契約者はサービス開始日より起算して、本契約に基づいて当社が当該サービスを提供した最後の日までの期間（以下、「サービス利用期間」といいます。）について、別途定めるサービス料金表に記載の金額を支払う義務を負います。
3. 契約者は21条の規定により専用サーバサービスの提供が中止された場合であっても、提供中止期間中における利用料金を支払わなければなりません。

### 第24条（月額料金の日割）

利用開始日又は専用サーバサービス契約の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該月の専用サーバサービス料金の額は、当該月における専用サーバサービスを提供した期間に対応する専用サーバサービスの料金の額とします。

### 第25条（中途解約時の追加徴収）

第7条の1に定める最低利用期間が経過する日前に本契約が解除された場合における本サービスの利用料金は、利用開始日から当該解除があった前日までの期間に対応する基本料金の額、当該解除があった日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応する基本料金の100分の50の額とします。

### 第26条（料金の適用）

初期費用料金および月額使用料金に関してはやむを得ず変更する事があります。その際当社は、契約者に書類による通知を一ヶ月前にするものとします。料金改正に関し、利用者が同意できない場合には、最低契約期間の満了を待たずに解約できるものとします。但し、この場合においても本約款の第29条は適用するものとする。

### 第27条（料金の支払い方法）

契約者は、本サービスの利用料金等を、当社の指定する指定日までに、当社指定の金融機関に支払うものとします。ただし、振込手数料は契約者負担とします。

### 第28条（割増金）

専用サーバサービス料の支払いが請求書発行の支払い指定日までに支払われていない場合、また当社から支払いが遅れるといった通知が事前がない場合は元の請求額の 8% に相当する額を割増金として当社が指定する期日までに支払う事とします。

## 第 7 章 利用停止および利用契約の解約

### 第 29 条 （解約に関して）

契約者が本契約を解約するときは、当社に対して解約の日から 30 日前までに書面においてその旨を通知するものとします。郵送の場合には消印を解約申し込み日とします。この場合において、当該通知において解約の日とされた日までの期間が 30 日未満まであるときは、解約の効力は当該通知があった日から 30 日を経過する日に生じるものとします。

### 第 30 条 （サービスの廃止）

1. 当社は、都合により専用サーバサービスを廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 1 ヶ月前までに、書面によりその旨を通知するものとします。
3. 契約者は、サービスの廃止があった時には当社に要請することにより廃止になるサービスと同等のサービスを当社の関連会社から受けることができます。

## 第 8 章 約款の変更

### 第 31 条 （約款の変更）

1. 当社はこの約款を変更することがあります。その際の提供条件は、変更後の約款によることとします。
2. この約款を変更する際、当社は、当該変更により影響を受ける契約者に対して郵送によりその内容を通知します。この際、契約者が変更後の約款に同意できない場合、本約款の第 17 条における最低利用期間に関わらず、契約を解除することができるものとする。

## 第 9 章 紛争

### 第 32 条 （準拠法）

本規約の成立、効力、その履行および各条項の解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第 33 条 （協議）

利用契約に関連して、当社と利用者との間で問題が生じた場合には、両当事者間で誠意をもって協議するものとします。

第 34 条 （管轄裁判所）

利用契約にもとづく権利または法律関係を訴訟物とする訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

平成 14 年 3 月 13 日 作成

専用サーバサービス料金表

	クイックサービス	トータルサービス
初期費用	¥50,000	¥98,000
月額費用	¥49,800	¥98,000
メモリー追加	+256MB のみ 初期+¥10,000 月額+¥1,000	+256MB に付き 初期+¥10,000 月額 +¥1,000
Dual CPU	N/A	初期+ ¥ 30,000 月額+ ¥ 3,000
HDD 40GB	N/A	初期+¥20,000 (二台分) 月額+¥2,000
HDD 60GB	N/A	初期+¥30,000 (二台分) 月額+¥3,000
HDD 80GB	N/A	初期+¥40,000 (二台分) 月額+¥4,000
共通インストールオプション	サイボウズ ¥ 30,000 iOffice ¥ 30,000 Namazu ¥ 30,000 RealSystemG2 ¥ 30,000 Majordomo ¥ 30,000 C-board ¥ 20,000 FormMail ¥ 20,000	